

＜第32回全国総会・交流集会への代表委員会報告＞

2019年2月3日 川崎市「サンピアン川崎」
原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・伊東達也

＜はじめに＞

- 第32回全国総会・交流集会で認識を共有すべき主な事項
 - ※事故原因・事故影響・避難計画の検証ない原発再稼働はありえない！
 - ※原発依存から再生可能エネルギーへの転換を！
 - ※原発事故被災者の“切り捨て、反対！ 汚染水の海洋放出反対！
 - ：国と電力会社は、加害者責任を率直に反省し、被災者・被災地対策に真摯に取り組み！
 - ：国と電力会社は、国内外の英知を集めて、事故収束対策に真摯に取り組み！
 - ※国と電力会社は、プルトニウムの大量保有、膨大な高レベル放射性廃棄物、使用済み燃料の垂れ流し、続出する廃炉など原発開発の“負の遺産”に真摯に向き合え！
 - ※原子力政策と原子力規制体制の根本的検証を！
 - ：「原発再稼働」「原発新增設」「原発輸出」など原発推進政策のすべての分野での破綻を直視して
 - ：「再処理工場」「高速増殖炉」「高レベル放射性廃棄物」など核燃料サイクル政策のすべての分野での破綻を直視して
 - ：国際原子力機関(IAEA)の「推進と規制の分離」の勧告、「苛酷事故対策」「緊急時対策」の勧告を拒否して、福島第一原発事故を起こした責任の重大さを直視して
 - ※「原発ゼロ基本法案」の早期制定を！
 - ：「原発依存」が日本の社会、経済、エネルギーに大きな歪みをもたらしていることを直視して

1、被災者・被災地対策をめぐって

- 被災者対策をめぐって
 - ※福島第一原発事故から9年目を迎えようとしているが、約10万人以上が故郷に戻れていない
 - ：事故時の2011年3月の住民登録14万7000人との対比では9万8,000人が戻れていない
 - ：避難指示区域外からの避難者(自主避難者)(昨年3月、住宅支援が打ち切られた時点で2万2,000人)のうち「戻れていない人」を加えれば10万～11万人が戻れていない
 - ：政府発表の避難者数は4万2,615人(2019年1月9日現在。県内9,722人、県外3万2,880人、不明13人)は、避難者の実態を正しく反映していない
 - ：原発事故関連死2,261人(直接死1,605人)。うち自殺101人、孤独死約70人
 - ：被災者は長期の避難生活を強いられ、実にさまざまな不安・苦悩の中で生活
 - ※「帰還宣言」が出て戻るとは少ない
 - ：帰還者は高齢者が多く(65歳以上が49%)、子どもはきわめて少数一夜は“死の街”
 - －2018年4月、再開した小中学校への通学者数は浪江町で10人(事故前比0.5%)、富岡町で17人(1.1%)、飯館村で75人(14%)、川俣町山木屋地区で15人(15%)
 - －避難地域にあった5つの県立高校は自治体の避難先で開校していたが、新入生がなく、昨年4月から休校(事実上廃校)
 - ：医療施設、商店など生活支援機能を大きく欠く
 - ：除染は自宅周辺20mで、家族は放射線被ばくの不安、将来の不安など苦悩の生活を強いられる
 - ※東電はADR(裁判外紛争解決手続き)和解案を一方的に拒否
 - ：福島県浪江町民約1,500人が福島地裁に提訴(2018年11月27日)
 - ※国と東電による被災者・被災地の切り捨てがすすむ
 - ：賠償、住宅無償支援などの打ち切り
 - －自主避難者への無償住宅支援(2017年3月)
 - －営業損害賠償(2017年7月)
 - －精神的賠償(2018年3月)
 - ※損害賠償の集団訴訟は30件
 - ：そのうち7地裁で判決
 - －前橋地裁(2017年3月)、千葉地裁(同9月)、福島地裁(同10月、「生業訴訟」)、東京地裁(2018年2月、「小高に生きる訴訟」)、2018年3月には京都地裁、東京地裁、福島地裁いわき支部(「避難者訴訟」)
 - －このうち小高と避難者の2件は国を被告にしていない。国の法的責任は5件のうち千葉を除く4件で認め、東電の責任は7件とも認める
 - ：これらの判決をてこに新たな原発被災者救済の枠組み作りを求める運動が大切
 - ：いわき市の「原発事故の完全賠償をさせる会」と「元の生活を返せいわき市民訴訟原告・弁護団」は、国と東電の事故責任を認めた「福島原発事故被害補償法」(仮称)などを求める
 - ※介護保険料高額全国トップ10に避難地域の6町村が入る
 - ：県内59市町村のうち55市町村が介護保険料引き上げ(2018年4月)
 - ：高額トップ10に葛尾村(1位)、双葉町(2位)、大熊町(4位)、浪江町(5位)、飯館村(8位)、川内村(10位)の6町村が入る
 - ：このまま推移すれば自治体としての存続自体が危ぶまれる
- 被災地対策をめぐって

※除染土壤など「30年間中間貯蔵」について国の責任ある説明はない
 : 用地取得⇒契約済み面積52.8㌥(2018年2月現在)
 : フレコンバック最大推計2,200万袋(東京ドーム18杯分)
 : 環境省の「汚染土壤再生実証事業」は汚染土壤の「最終処分」!?

※国の直轄除染

: 避難解除の基準⇒年間20mSv以下(3.8 μ Sv/h以下)
 : 住宅と周辺20㌥以内を除染
 - 住宅約42万戸100㌥終了(うち調査にて終了26㌥<11万戸>)、公共施設100㌥(同15.5㌥)道路98.8㌥(同35.2㌥)、農地99.9㌥(表土剥離、反転耕、樹皮洗浄、ゼオライト散布)
 : 森林除染の計画はない(当面10市町村で試行実施)
 - 福島県農民連は筆ごとの土壤測定と汚染マップ作成を要求

○県民に持ち込まれるさまざまな「対立」や「分断」

※緊急な被災者・被災地対策を国や東電に迫る共同行動の前進に大きな障害

○国と東電は、福島第一原発事故を起こした加害責任を根本的に反省し、被災者・被災地対策に真摯に取り組むこと

2. 事故収束対策をめぐって

○すすまない事故収束対策

※人が近づけない高線量の現場

: 1号機⇒9.7Sv/h、2号機⇒70Sv/h、3号機⇒1Sv/h
 : 廃炉作業の目途は立っていない

※処理の目途が立たない汚染水問題

: 原子炉建屋への地下水の流入抑止の切り札とされた「凍土遮水壁」の効果はみられない
 - 運用開始(2016年3月)から3年を経過しようとしているが、汚染水発生は約140㌥/日(2018年2月時点)
 : 貯水タンク容量137万㌥(2020年末)に対し、すでに105万㌥(2018年3月末)で数年で満杯
 : 多核種除去設備(ALPS)で処理した処理水はトリチウム汚染水のはずが、うち約89万㌥を分析したところ8割を超える約76万㌥から基準を上回る他の放射性物質を検出
 - 放出基準値の約2万倍に当たる1㌥当たり「約60万Bq」のストロンチウム90(半減期29年)を検出
 - ヨウ素129(同約1,570万年)が同「最大662.2Bq」と基準値(「9Bq」)を大きく超え、ルテニウム106(同約370日)が同「最大92.5Bq」(同100Bq)、テクネチウム99(同約211,000年)が同「最大59.0Bq」(同1,000Bq)が検出

※経産省は汚染水処理に関する説明・公聴会を開催(2018年8月30~31日)

: トリチウム以外の放射性物質が存在することを公表せず、説明・公聴会を開く
 : 安上がり、トリチウム汚染水を希釈して海洋放出へ世論誘導

○廃炉作業の安全実施には現場労働者の身分保障と安全確保が前提条件

※現在の何重にもわたる下請方式をやめ、東電の直接雇用や政府が責任を持つ公団などによる直接雇用の実現が求められる

※現場労働者の一貫した健康管理のために、「福島第一原発事故被ばく管理手帳(仮称)」を東電の責任で交付して、身近な医療機関で受診できるような仕組みが必要

○国と東電には、国内外の英知を組み尽くす立場での事故収束対策が緊急に求められる

3. 「原発輸出」「新增設」「再稼働」の原発推進政策は八方ふさがり

○日立が手がける英原発計画が凍結され、安倍政権がすすめてきた原発輸出は事実上、総崩れ!

※日立製作所は英国中部で計画する原子力発電所の新設事業の凍結を正式に決定(2019年1月17日)

: 日立は2012年に買収した英原子力事業会社を通じ、英中部アングルシー島に原発二基の建設を計画。2020年代半ばの運転開始をめざす。3兆円規模の事業費のうち2兆円を英政府が融資し、日立と日英の両政府・企業が計9,000億円を事業会社に出資する枠組み
 : 英国が欧州連合(EU)からの離脱問題を抱え不安定状態にあることなどから日本企業からの資金集めが難航。建設工事の準備などで1ヵ月に数10億円の損失拡大が続いていた
 : 日本国内の民間企業の出資協力や英政府の追加支援が得られず、現状では事業継続は困難
 : 「民間企業としてこれ以上の投資は限界。将来的にリスクを持ち越さないためにも凍結を決断した」(東原敏昭・日立社長)

※アベノミクスの成長戦略として掲げた日本政府・企業の原発輸出はリトアニア、ベトナム、米国、台湾、トルコと相次いで頓挫。最後の残った英国が凍結決定に至り、事実上、原発輸出案件はゼロ

※「原発ビジネスは成り立たない」が世界の流れ

○「新增設」も目処たらず

※福島第一原発事故後による「原発ゼロ」の世論におされて、エネルギー基本計画(2018年7月、閣議決定)でも原発の新增設の明記を見送る

○国と電力業界が最優先する「再稼働」も絵空事

- ※新潟県では、「三つの検証(①事故の検証②生活・健康への検証③避難計画の検証)がないままでは再稼働の議論はない」との県民の世論で東電・柏崎刈羽原発の再稼働を規制
- ※茨城県では、周辺6市村首長の事前同意がなければ再稼働できない
- ※新規規制基準に基づく再稼働は9基。事故前54基あった原発は20基が廃炉・廃炉方針となり、現在34基。エネルギー基本計画で「2030年度までに原発割合20～22%」目標掲げるが達成は絵空事

4、「再処理工場」「高速増殖炉」「高レベル放射性廃棄物」の核燃料サイクル政策も八方ふさがり

○「六ヶ所再処理工場」は20回以上も竣工延期

- ※核燃料サイクル政策の要の一つの六ヶ所再処理工場は、事故が相次ぎ竣工が20回以上も延期され、当初予算の4倍近い約2兆9,000億円も投入され、今も完成のめどは立たない。その一方で、原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場について、新規規制基準の適合性審査をほぼ終えたとされる
- ：一方、大量の核分裂性プルトニウムを国内外に約47トンを保有、世界の懸念の声が上がる

○高速増殖炉原型炉「もんじゅ」廃炉決定と「高速炉開発」決定のまか不思議

- ※原子力関係閣僚会議の「もんじゅ」廃炉決定と「高速炉開発」決定(2016年12月21日)
- ：事故が相次いだ「もんじゅ」廃炉決定は遅きに失したもの
- ：廃炉決定には、高速増殖炉開発の検証が不可欠
- －高速増殖炉開発は、第1回「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(1956年。「原子力長計」)から第10回「原子力長計」に相当する「原子力政策大綱」(2005年)に至る日本の原子力政策の中で、日本の「将来の原子力の主流」と位置づけられてきたもの
- －「原子燃料資源の有効利用の面から見て増殖型動力炉がわが国の国情に最も適合」(第1回「原子力長計」)、「天然ウランのほとんどを利用できる」(第2回「原子力長計」⇒これは大ウソ)として、世界主要国が技術的・経済的困難から早々に撤退する中、日本は高速増殖炉開発に固執
- －「もんじゅ」は1兆1,313億円の浪費を重ね、運転再開に最低でも8年の準備期間と5,400億円以上が必要とされていたもの
- －廃炉費用3,750億円
- ※「もんじゅ」の「後継」と称して「高速炉開発」の“怪”
- ：「もんじゅ」と高速炉は、高速中性子を利用する点は共通だが、高速炉は増殖型動力炉とは次元の違うもの。「後継」といえるものではない
- ：岡芳明・原子力委員会委員長は「無理なものを研究しても予算と人材を浪費する」と批判
- ：原子力政策の決定手順を踏んでいない。原子力関係閣僚会議のいきなりの決定はありえない
- ：これを合理的に説明できるのは、高速増殖炉の巨額開発に群がった「原子力村」の利益確保・維持以外にない。「原子力村」の利益確保・維持の「後継」舞台

○「高レベル放射性廃棄物」処理・処分の見通しもなく原発開発に「見切り発車」

- ※原発は「トイレなきマンション」として売り出され、今も「トイレなきマンション」である
- ：どの業界であれ、製造物責任と廃棄物責任があるのは常識であり、原子力産業だけが例外はありえない
- ※今も「高レベル放射性廃棄物」の最終処分場公募へ応募する自治体はない
- ※原子力発電環境整備機構(NUMO)は「科学的特性マップ」を公表したが、現在の科学的知見が反映されていない
- ※これは「八方ふさがり」以前の問題

5、日本の原子力政策、規制体制の徹底した検証を

○日本の原子力政策はすべて(「1」「2」「3」「4」)八方ふさがり

- ※それでも、安倍政権は原子力政策の抜本見直しに踏み切ろうとはしない
- ：経産省出身官僚が官邸の中枢を占め、自民党内も原発推進派が主流を占め、「原発輸出は継続」「原発推進」とかけ声を挙げる
- －「日本の安全技術は世界に貢献していく可能性がある」(世耕弘成経産相)
- －年頭会見で「国民が反対するものは作れない」と述べていた中西宏明・経団連会長は国内での「(原発の)再稼働はどンドンやるべきだ」という
- －東電が原電・東海第二原発の再稼働に資金を出す(そんな金があるなら損害賠償に回すべき)
- －四国電力は、伊方3号機の定期検査期間の延長にも「トライしたい」と発言(2018年12月17日。規制委との意見交換会で)
- －九州電力は玄海原発敷地内に使用済み燃料の「乾式貯蔵」建設を発表(2019年1月22日)
- ※「原発依存」は、これまでの日本の社会、経済、エネルギーを大きく歪めてきたが、ここへ来てもお「原発依存」に固執すれば、日本の社会、経済、エネルギーは大打撃を受ける
- ：「原発依存」経営が東芝の危機を招来
- ：北海道胆振東部地震により北海道電力管内でブラックアウト

- いずれの管内であれ、ブラックアウトは絶対に起こしてはならない
- 送電網の負荷が急激に変動すると周波数が1ヘルツ変動。周波数変動の限界の5ヘルツ以内に周波数の変化を収めるには、最低需要量の40%以上、これが事故で一度に失われる電力の上限
- 当時の北電の場合、最低需要量約213万瓩で85万瓩となる。地震などの災害を考えると、60万瓩を上限とする発電所の分散配備が必要
- 北電は泊原発の維持や再稼働対策に優先的に金を使い、分散型発電所の配置を怠る。ブラックアウトは北電の「原発依存」の経営責任
- 電力広域運営推進機関の第三者委員会が「北電の対応が不適切だったとはいえない」とする中間報告をまとめたが、実態を見ていない報告

○いまこそ日本の原子力政策の徹底した検証を！

※原子力政策のセットで成立した原子力損害賠償法の検証も

- : 原賠法は原子力事業者が無過失責任、集中責任、無制限の賠償を課す一方、1事業所当たり60億円（現在1200億円）を損害賠償措置額とした
- : 国と電力会社は、原子力災害の被害額が当時の国の予算を超える「最大3兆7000億円」の試算報告を承知しながら、これをマル秘扱いにして原賠法を成立させた
- : 原子力災害を実体法で規制することが極めて難しいことを知りながら虚構の法制化で、原発の建設・運転に踏み切った責任が問われる
- : 原賠法は被害が措置額を超えた場合、国が措置するとしており、福島第一原発事故の対応費は原賠支援・廃炉機構法（新規立法）で国民負担とする枠組みを創設
- : 先の原賠法改正では措置額の引き上げは見送り

○いまこそ日本の原子力規制体制の徹底した検証を！

※国際原子力機関（IAEA）の安全規制の勧告を日本が拒否したことが福島第一原発事故を招来

- : IAEAの原子力規制機関の推進機関からの分離・独立の勧告を日本は拒否
- : IAEAの苛酷事故対策、緊急時対策の勧告を日本は拒否

※福島第一原発事故のどさくさに紛れて設置された原子力規制委員会は推進と規制の相反任務を科された。名は「規制」、実は「推進」がその実体

- : 規制委設置法と合わせて原子炉等規制法に「通常40年運転」「特例60年運転」が明文化される（事故後に早くも原発再稼働の道が法的に開かれる）

6、「原発ゼロ」への展望

○事実上、日本の「原発輸出案件ゼロ」を実現

○原発立地・福島県で初めて「原発ゼロ」を実現

○原発再稼働反対の世論の高まり

- ※東電・柏崎刈羽原発の再稼働を押さえ込む新潟県民の世論
- ※原電・東海第二原発は、周辺6市村首長の一人でも同意しなければ再稼働できない
- ※各地の再稼働反対運動

○福島第一原発事故の被害そのものが「原発ゼロ」への原点

○「原発依存」がもたらしている日本社会、経済、エネルギーの歪みそのものが「原発ゼロ」への原点

- ※「原発依存」を改めて、再生可能エネルギーへの転換を！

○野党4党共同提案の「原発ゼロ基本法案」の早期成立を！

- ※統一地方選、参院選で「原発ゼロ」を一大争点に！

○「原発ゼロ」「核燃サイクルからの撤退」の国民的議論・対話をすすめよう！

7、原住連センターの拡充・強化

○「原発の危険に反対する」運動の推進と情報の共有の重要性

※住民投票3連勝をささえた運動論

- : 巻原発建設の是非をめぐる住民投票（新潟県巻町：1996年8月4日）
- : 柏崎刈羽原発へのプルサーマル計画の是非をめぐる住民投票（新潟県刈羽村：2001年5月27日）
- : 原発誘致の是非をめぐる住民投票（三重県海山町：2001年11月18日）

※「原発の日本立地は六重の危険」⇒原発の日本立地は世界一危険

- ①技術上—苛酷事故を構造上排除できない危険、また放射性物質の処理・処分の見通しがらない危険
- ②経済上—原発のリスクや必要経費さえ計上しない危険、また巨額投資の原発建設であらばあるほど利益が保障される総括原価方式の危険

- ③地質上一世界有数の火山・地震国の立地の危険
- ④地理上一人口過密地帯への近接・集中立地の危険
- ⑤行政上一国際基準もとづく原子力規制機関不在のものと立地の危険
- ⑥営業上一営利優先の運転の危険

：このうち①は世界共通、②～⑥は日本固有のもの

※福島第一原発事故は「六重の危険」が一挙に顕在化

※「原発の危険に反対する」運動論は「原発・核然からの撤退」「原発ゼロ」運動でも有効

○「げんぱつ」読者が住民運動を支える

※この間の「げんぱつ」読者の増減

：「げんぱつ」読者の拡大—99人

—北海道2、宮城2、福島5、栃木1、群馬15、千葉4、埼玉2、東京24、神奈川4、長野10、新潟6、岐阜4、静岡3、京都3、鳥取1、島根1、福岡4、佐賀2、鹿児島2

：「げんぱつ」読者の減数—74人

—北海道2、青森3、宮城3、福島5、茨城2、栃木1、千葉1、埼玉3、東京18、神奈川8、静岡1、山梨1、長野1、新潟5、三重1、京都1、大阪3、和歌山1、鳥取2、山口2、佐賀2、鹿児島1

：「げんぱつ」読者拡大は早川篤雄代表委員の大奮闘

※「げんぱつ」読者が原住連を支える

※「げんぱつ」読者の拡大を！

○財政報告について

※昨日の全国代表委員会で、この間の財政運営について報告を受け、正確かつ健全に行われていることを確認

：事務局からの決算報告を受ける

：安部宣三・会計監査委員から会計監査報告を受ける

：審議の結果、正確かつ健全に運営されていることを確認

○原住連の「若返り」は喫緊の課題

※スタッフ、事務局の「若返り」を試みましたが、いまだ成果として実らず

※アドバイス、意見等をお寄せください

(以上)

小早川智明・東京電力社長 殿

申し入れ

2019年2月4日
 原発問題住民運動全国連絡センター
 筆頭代表委員・伊東達也
 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-11-13 MMビルII402
 TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578

福島第一原発事故から今年18年目を迎えます。いまなお10万人以上の被災者が故郷に戻ることができていません。また、事故収束の見通しも立っていません。このことは、原子力災害の深刻さを改めて示すとともに、国と東電の加害責任を改めて問うものとなっています。また、このことは、私たち住民運動の課題の重大さを示してもいます。

私たちは、この立場から東京電力へ下記の申し入れを行うものです。誠意ある回答を求めます。

記

- 1、福島第一原発事故から8年を迎えようとする間、原子力災害の加害責任について、東京電力はどのような検証と対応をとられてきたかについて、主な内容について説明ください。検証文章、対応文書があらひ明示してください。
- 2、福島第一原発事故の被災者・被災地対策の真摯な取り組みを求めます。
 - (1)、東電は原子力災害の加害責任を果たしていません。その典型的な事例が集団ADR申し立ての原子力損害賠償紛争調停センターの和解案拒否です。これは、東電が「和解仲介案を尊重する」と言明してきたことにも反することです。これは直ちにやめるべきです。
 - (2)、東電は、原子力災害の加害責任を根本的に反省し、緊急な被災者・被災地対策に真摯に取り組むことを求めます。
 - (3)、東電第二原発の60年延長運転のために、現在受電していない「受電比率相当分」約1447億円の資金援助を行うとしていますが、そのような金があるならば、被災者・被災地対策に充てるべきです。
- 3、福島第一原発事故の事故収束対策の真摯な取り組みを求めます。
 - (1)、福島第一原発の事故後の津波対策に住民は不安を感じています。東電が発表(2014年)した津波の最高水位「0. P 26. 3m」(3. 11の際は15. 5m)とされていますが、この対応策について説明ください。
 - (2)、汚染水の増加と安全管理に対して、未だに有効な対策がとられていません。加えて、多核種除去装置(アルプス)処理水はトリチウム以外は放出基準以下に処理できると喧伝されてきましたが、点検した処理水の8割以上に、基準を超える放射性物質が混在していました。これを公表しないまま、処理水の処分法にかかわる公聴会を開催しました。ありえないことです。まして処理水の海洋放出などは断じて許されません。東電の認識と対応について説明ください。
 - (3)、事故機の燃料溶融物(デブリ)の取り出し、燃料の取り出しの目途も立っていません。廃炉措置に向けての「中長期ロードマップ」では、使用済み燃料の取り出しなど再三変更されています。事故収束対策について、住民が納得できるように説明すべきです。
 - (4)、事故収束対策がすすまないのは、国内外の英知を集めての体制が確立されていないことが指摘されます。
 - (5)、事故収束対策に重要なことは現場労働者の処遇と安全対策です。「危険手当」が現場労働者に届くまでに、何重もの「間引き」がある状況は一刻も早い改善が求められます。被ばく対策と合わせ医療対策の確立が急がれます。

4、福島原発事故と原子力災害の東電の検証について

- (1) 福島第一原発事故の検証について、どのように取り組み、どのように住民に説明してきたのか簡潔に述べてください。
- ① 事故前、「チリ津波級の津波でも機器冷却系が機能しなくなる」と、当センターが何度も東電交渉で指摘したことについて、東電がどう取り扱ってきたのか、未だに明確な回答は得られていません。改めて回答を求めます。
- ② 福島第一原発の「シビアアクシデント・マネジメント検討報告書」で「IAEA目標をクリア」と書いたことについて、例年の東電交渉で、その数値をたずねたところ「10の9乗/年」との回答でした。この数値はIAEA目標を数倍も上回る数値です。福島第一原発で3基が連続しての酷事故を起こす確率は天文学的数値となります。これを「原発安全神話」の根拠としてきた責任は重大です。この虚偽報告についての検証はどのように行われたのか、説明ください。
- ③ 福島第一原発事故について旧東電経営陣の刑事責任が裁判で問われていますが、被告の旧経営陣3人は経営責任を認めていません。東電としては加害責任をどう認識していますか？
- (2) 事故発生から今日までの間、東電では原子力災害の検証についてどのように取り組み、どのように住民に説明してきたのか簡潔に述べてください。

5、東電が廃炉措置を表明した福島第二原発について、具体的計画を説明ください。

6、昨年、北海道胆振東部地震により、北海道電力管内でブラックアウトが生じました。いずれの管内であれ、ブラックアウトは絶対に起こしてはならないものです。

- (1) 東電のブラックアウト対策を説明ください。ブラックアウトを起こさない基本的条件についてどう考えていますか？
- (2) 先の北海道電力でのブラックアウト問題の教訓について、東電はどう検証されましたか？
- (3) 北電のブラックアウト対策には、次のような問題があったと指摘されます。
- ① 「震度7」クラスの地震が起これば、苫東厚真火力が停止することはわかっていたことだし、泊原発で同様の地震が起こればやはり原発は自動停止する。そうなってもブラックアウトは起こさないよう発電所を分散配置するなどの対策をとっておかなくてはならないと考えます。
- ② 送電網の負荷が急に変動すると周波数が1ヘルツ変動するとされ、周波数変動の限界の5ヘルツ以内に周波数の変化を収めるには、最低需要量の40%、これが事故で一度に失われる電力の上限とされる。当時の北電の場合、最低需要量約213万kWで85万kWとなる。地震などの災害を考えると、60万kWを上限とする発電所の分散配備が必要となると考えます。
- ③ ところが、北電は泊原発の維持や再稼働対策に優先的に金を使い、分散型発電所をあちこちに配置することをやっていない。
- ④ 北電は、経営効率の良い苫東厚真火力を一極集中的に稼働させ、他の老朽火力や水力などをほとんどとめていた。このために胆振東部地震で苫東厚真火力が停止し、ブラックアウトを起こしたもので、北電の経営責任によるものだと考えます。これらの指摘は、東電も共有すべきものです。
- (4) 電力広域運営推進機関の第三者委員会が「北電の対応が不適切だったとはいえない」とする中間報告をまとめていますが、これは事実にもとづいたものではありません。東電はこの報告を見直すべきです。

7、昨秋以来、九州電力は、電力供給の過剰が予測されるとして、稼働中の原発の運転抑制を求めず、太陽光の「出力制御」を、この正月も含め計9回も実施しました。

- (1) この九電の太陽光の「出力制御」は、再生可能エネルギー開発を抑えるものです。
- (2) 国の再エネの主力電源化の方針にも反するものです。東電管内でこのような事態が生じた場合、どう対応しますか？

8、前記6項、7項に関わる事実は、国と電力会社が「原発依存」に惰性的に追従していることから生じていることです。

- (1) 「原発依存」は、日本の経済を大きく歪めています。日本の代表的企業の東芝が破産危機に見舞われたのはその顕著な事例です。
- (2) 「原発依存」は、日本のエネルギーのあり方を大きく歪めています。日本のエネルギーの主流となるべき再生可能エネルギー開発を徹底抑制しています。
- (3) 「原発依存」は立地地域の経済発展を大きく歪めています。東電もこの認識を共有すべきです。

9、安倍政権での成長戦略としての「原発輸出」は、東芝の子会社の米国輸出での経営破綻をはじめベトナム、台湾、リトアニアへの凍結・中止、トルコへの失敗、英国での計画も断念へ追い込まれことごとく挫折しています。

- (1) これは、福島事故以来、「原発は安い」とする「経済神話」、「原発は安全」とする「安全神話」が崩壊した結果です。東電もこの認識を共有すべきです。

(以上)

勝野哲・電気事業連合会会長 殿

申し入れ

福島第一原発事故から今年が8年目を迎えます。いまなお10万人以上の被災者が故郷に戻ることができていません。また、事故収束の見通しも立っていません。このことは、原子力災害の深刻さを改めて示すとともに、国と電力会社による原子力災害の加害責任を改めて問うものとなっています。また、このことは、私たち住民運動の課題の重大さを示してもいます。

私たちは、この立場から電気事業連合会へ下記の申し入れを行うものです。誠意ある回答を求めます。

記

- 1、福島第一原発事故から8年を迎えようとする間、その加害責任について、電事連はどのような検証と対応をとられてきたかについて、主な内容について説明ください。検証文章、対応文書があれば示してください。
- 2、昨年、北海道胆振東部地震により、北海道電力管内でブラックアウトが生じました。いずれの管内であれ、ブラックアウトは絶対に起こしてはならないものです。
- (1) 電事連のブラックアウト対策を説明ください。ブラックアウトを起こさない基本的条件について、どう考えていますか？
- (2) 先の北海道電力でのブラックアウト問題の教訓について、電事連はどう検証されていますか？
- (3) 北電のブラックアウト対策には、次のような問題があったと指摘されます。
- ① 「震度7」クラスの地震が起これば、苫東厚真火力が停止することはわかっていたことだし、泊原発で同様の地震が起こればやはり

り原発は自動停止する。そうであってもブラックアウトは起こさないよう発電所を分散配置するなどの対策をとっておかねばならないと考えます。

②送電網の負荷が8%変動すると周波数が1ヘルツ変動するとされ、周波数変動の限界の5ヘルツ以内に周波数の変化を収めるには、最低需要量の40%、これが事故で一度に失われる電力の上限とされる。当時の北電の場合、最低需要量約213万瓩で85万瓩となる。地震などの災害を考えると、60万瓩を上限とする発電所の分散配備が必要となると考えます。

③ところが、北電は旧原発の維持や再稼働対策に優先的に金を使い、分散型発電所をあちこちに配置することをやっていない。

④北電は、経営効率の良い苦東厚真火力を一極集中的に移働させ、他の老朽火力や水力などをほとんどとめていた。このために胆振東部地震で苦東厚真火力が停止し、ブラックアウトを起こしたもので、北電の経営責任によるものだと考えます。

これらの指摘は、電事連も共有すべきものです。

(4)、電力広域運営推進機関の第三者委員会は「北電の対応が不適切だったとはいえない」とする中間報告をまとめていますが、これは事実にもとづいたものではありません。電事連はこの報告を見直すべきです。

3、昨秋以来、九州電力は、電力供給の過剰が予測されるとして、稼働中の原発の運転抑制は求めず、太陽光の「出力制御」を8回実施し、この正月にも実施しました。

(1)、この九電の太陽光の「出力制御」は、再生可能エネルギー開発を抑えるものです。

(2)、国の再エネの主力電源化の方針にも反するものです。

電事連の見解を求めます。

4、前記2項、3項に関わる事態は、国と電力会社が「原発依存」に惰性的に追従していることから生じていることです。

(1)、「原発依存」は、日本の経済を大きく歪めています。日本の代表的企業の東芝が破産危機に見舞われたのはその顕著な事例です。

(2)、「原発依存」は、日本の将来のエネルギーのあり方を大きく歪めています。日本のエネルギーの主流となるべき再生可能エネルギー開発を徹底抑制しています。

電事連もこの認識を共有すべきです。

5、安倍政権での成長戦略としての「原発輸出」は、東芝の子会社の米国輸出での経営破綻をはじめベトナム、台湾、リトアニアへの凍結・中止、トルコへの失敗、英国での計画も断念へ追い込まれ、ことごとく挫折しています。

(1)、これは、福島事故以来、「原発は安い」とする「経済神話」、「原発は安全」とする「安全神話」が崩壊した結果です。電事連もこの認識を共有すべきです。

6、福島第一原発事故の被災者・被災地対策の真摯な取り組みを求めます。

(1)、東電は原子力災害の加害責任を果たしていません。その典型的な事例が集団ADR申し立ての原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否です。これは直ちにやめるべきです。電事連も、被害者救済を第一にする立場に立つよう求めます。

(2)、これは、東電が「和解仲介案を尊重する」と言明してきたことにも反することです。電事連もこの言明の尊重を求めるべきです。

(3)、東電は、東海第二原発の60年延長運転のために、現在受電していない「受電比率相当分」約1447億円の資金援助を行うとしていますが、そのような金があるならば、被災者・被災地対策に充てるべきです。電事連もそう助言すべきです。

7、福島第一原発事故の事故収束対策の真摯な取り組みを求めます。

(1)、福島第一原発の事故後の津波対策に住民は不安を感じています。東電が発表(2014年)した津波の最高水位「0.P 26.3m」(3.11の際は15.5m)とされていますが、この対応策について、電事連はどうされましたか？

(2)、汚染水の増加に対して、未だに有効な対策がとられていません。加えて、多核種除去装置(アルプス)処理水はトリチウム以外は放出基準以下に処理できると喧伝されてきましたが、点検した処理水の8割以上に基準以上の放射性物質が混在していました。これが公表されないまま、処理水の処分法にかかわる公聴会までが開催されました。ありえないことです。まして処理水の海洋放出などは断じて許されません。電事連の認識はどうですか？

(3)、事故機の燃料溶融物(デブリ)の取り出し、燃料の取り出しの目途も立っていません。廃炉措置に向けての「中長期ロードマップ」では、使用済み燃料の取り出しについて再三変更されています。事故収束対策について、住民が納得できるように説明すべきです。電事連の認識はどうですか？

(4)、事故収束対策がすすまないのは、国内外の英知を集めての体制が確立されていないことが指摘されます。電事連の認識はどうですか？

(5)、事故収束対策に重要なことは現場労働者の処遇と安全対策です。「危険手当」が現場労働者に届くまでに、何重もの「間引き」がある状況は一刻も早い改善が求められます。被ばく対策と合わせ、医療対策の確立が急がれます。この点でも電事連の認識はどうですか？

更田豊志・原子力規制委員会委員長 殿

申し入れ

福島第一原発事故から今年が8年目を迎えます。いまなお10万人以上の被災者が故郷に帰ることができていません。また、事故収束の見通しも立っていません。このことは、原子力災害の深刻さを改めて示すとともに、国と東電の加害責任を改めて問うものとなっています。また、このことは、私たち住民運動の課題の重大さを示してもいます。

私たちは、この立場から原子力規制委員会へ下記の申し入れを行うものです。誠意ある回答を求めます。

記

- 福島第一原発事故から8年目を迎えようとする間、原子力規制委員会は、原子力災害について、どのような検証を行ったのか、簡潔に説明ください。
また、規制委が安全規制上、特別に検討した主な内容について、簡潔に説明ください。
 - ① 私たちは、規制委の新規制基準について、福島原発事故の検証にもとづいたものではないことに大きな不安・心配をもっています。このことを考慮して、説明ください。
 - ② 私たちは、規制委の新規制基準が、世界で有数の火山国・地震国の災害に対して十分な備えとなっていないことに大きな不安・心配を持っています。このことを考慮して説明ください。
 - ③ 私たちは、規制委の新規制基準が、事実上、原発の再稼働のためのものであるとの疑惑を持っています。このことを考慮して説明ください。
- 福島第一原発の事故後の安全対策について
 - ① 私たちは、福島第一原発の事故後の津波対策に不安を感じています。
東電が発表(2014年)した津波の最高水位「0.P 26.3f」(3.11の際は15.5f)とされていますが、この対応について説明ください。
 - ② 汚染水の増加と安全管理に対して、未だに有効な対策がとられていません。加えて、多核種除去装置(アルプス)処理水はトリチウム以外は放出基準以下に処理できると喧伝されてきましたが、点検した処理水の8割以上に、基準を超える放射性物質が混在していました。これが公表されないまま、処理水の処分法にかかわる公聴会までが開催されました。ありえないことです。
規制委は、この処理水の処分について、基準以下に希釈しての海洋放出を主張していますが、断じて許されないことです。
規制委の認識を改めて問うものです。
 - ③ 事故機の燃料溶融物(デブリ)の取り出し、燃料の取り出しの目途も立っていません。規制委の福島第一原発の廃炉措置に向けての方針はどういうものですか？
 - ④ 事故収束対策がすまないのは、国内外の英知を集めての体制が確立されていないことが指摘されます。規制委は、ここにも踏み込むべきではありませんか？
 - ⑤ 事故収束対策に重要なことは現場労働者の処遇と安全対策です。規制委は、ここにも踏み込むべきではありませんか？
- 規制委は、日本原電・東海第二原発の「60年延長運転」を認可しました。
原電は、敦賀3、4号機建設に資金を流用し、東海第二原発の安全対策費について、東京電力が現在 受電していないにもかかわらず、「受電比率相当」約1447億円の資金援助を受けるとしています。東電にそのような金があるならば、被災者・被災地対策に充てるべきものですし、原電には事業者としては当事者責任が問われるものです。規制委は、原電の当事者責任についてどう考えていますか？
また、規制委は、新規制基準をクリアしたとしていますが、東海第二原発は、機器冷却系の海水取水口の漂流物や船舶の衝突などによる閉塞をはじめ、そのライフラインの安全性に問題点が指摘されてきました。
私たちは、これまでのところ、納得できる説明を受けていません。改めて説明ください。
- 昨年、北海道胆振東部地震により、北海道電力管内でブラックアウトが生じました。規制委は原発を含むブラックアウトについて、どのような検証をされたのか、説明ください。
北海道でのブラックアウトは、北海道電力が発電所の適切な分散配置を怠った結果によるものとされます。その背景には、旧原発の再稼働への固執があると指摘されます。規制委の認識はどうですか？
- 「原発依存」は、日本の経済を大きく歪めています。日本の代表的企業の東芝が破産危機に見舞われたのはその顕著な事例です。また、日本のエネルギーのあり方を大きく歪め、再生可能エネルギーの開発を徹底して抑制しています。これは日本社会の安全に対して大きな脅威となっているものです。
規制委は、この種の安全問題についても検証対象とすべきではありませんか？
- 安倍政権での成長戦略としての「原発輸出」は、東芝の子会社の米国輸出での経営破綻をはじめ、ベトナム、台湾、リトアニアへの凍結・中止、トルコへの失敗、英国での計画も断念へ追い込まれ、ことごとく挫折しています。これは、福島事故以来、「原発は安い」とする「経済神話」、「原発は安全」とする「安全神話」が崩壊した結果です。
この認識について、規制委も共有すべきと考えますが、どうですか？
- 私たちは、規制委について、当初から「規制」と「推進」の相反任務をおわされて設置されてきたことを指摘してきました。名は「規制委」ですが実は「推進委」ではないかと言う指摘です。
私たちは、規制委が名実ともに規制委となるよう努力を求めてきましたが、規制委としては、この指摘にどう対応されましたか？

(以上)